

退職後の健康保険

3つのポイント

平成30年3月末に退職される組合員の皆さまへ
重要な3つのポイントをご説明します

公立学校共済組合広島支部
短期給付係

☎082-513-4957

ポイント
1

退職後、いま持っている組合員証等（被扶養者証等を含む）は使えません！

退職されると、組合員の皆様は公立学校共済組合の資格を喪失しますので、いま、お持ちの組合員証等（被扶養者証等含む）は、使用できなくなります。

組合員証等は、退職時の所属所へ必ず返納してください。

ポイント
2

退職後もいずれかの公的医療保険制度に必ず加入する！

（1）再就職する、かつ再就職先の医療保険制度が適用される場合

再就職先で適用される医療保険制度に加入します。（協会けんぽ等に参加。地方公務員としてフルタイム再任用なら公立学校共済組合に参加）

（2）再就職する、しかし再就職先に医療保険制度がない又は、適用されない場合

次のア～ウまでのいずれかを選択してください。

ア 公立学校共済組合の任意継続組合員（以下、「任継」という。）になる。（加入期間は最長2年間。終了後は国民健康保険等に参加）

イ 国民健康保険に参加する。

ウ 家族が加入する医療保険制度の被扶養者になる。（年収130万円（60歳以上の公的年金受給者等は180万円）未満の方）

「退職後の健康保険 フロー図」で、よりわかりやすく説明しています！

（3）再就職しない場合

（2）の場合と同じです。

ポイント
3

任継申出書の提出期限は平成30年4月19日共済組合必着！

年度末退職の場合、公立学校共済組合への任継申出書の提出期限は、平成30年4月19日（共済組合必着）です。これは、所属所への提出期限ではないことに注意してください。法律で決められているため、この期限を過ぎると、共済組合では任継の申出書を受け付けることができません！

また、平成30年3月16日（共済組合必着）までに、申出書をご提出いただくと、3月末日までに任継の組合員証及び被扶養者証をご自宅に送付します。

任意継続組合員制度とは？

退職日の前日までに、引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出ることにより、退職後2年間（最長）、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。